

住民組織から住民自治組織へ

三原市住民組織活性化構想



三原市

目 次

I	構想策定の目的	1
1	住民組織の再生の必要性	1
2	合併調整方針への対応	2
3	住民組織との市民協働によるまちづくりの推進	2
II	住民組織等の変遷	4
1	住民組織等の起源と戦時中までの位置付け	4
2	戦後から現在に至る住民組織等の位置付け	4
3	住民組織をめぐる環境変化	5
III	住民組織の現状と課題	6
1	各地域における住民組織の現状	6
	(1) 位置付け	
	(2) 住民組織の規模	
	(3) 住民組織への加入率	
	(4) 行政からの助成・報償	
2	各地域における住民組織の課題	7
	(1) 各地域の住民組織の課題	
	① 三原地域	
	② 本郷地域	
	③ 久井地域	
	④ 大和地域	
	(2) 市内の住民組織における共通課題	
	① 住民組織活動を担う人材育成	
	② 活動資金の確保	
	③ 住民組織と三原市の連携強化	
	④ 市職員の住民組織活動への参加	
IV	今後の住民組織のあり方	11
1	今後の住民組織の機能・役割	11
	(1) 基本的な機能・役割	
	① 日常的な交流・支え合い機能	
	② 情報の伝達・周知機能	

③ 地域の日常的な課題解決機能	
④ 福祉的機能	
(2) 今後求められる機能・役割	
① 住民自治に係る意見集約機能	
② 協働の担い手機能	
2 機能・役割を果たすための組織づくりの方向性	13
(1) 活動の中核を担う組織づくり	
(2) 広域的な連携と交流のための組織づくり	
3 基本的な組織構成	14
(1) 基礎組織	
(2) 活動中核組織	
(3) 地区連合組織	
4 活動中核組織の課題	16
(1) 活動中核組織の体制	
(2) 地域活動拠点の必要性	
(3) 地域団体・NPO・ボランティア団体等との連携	
5 住民組織未加入者への取組み	18
(1) 基本的方針	
(2) 住民組織未加入者に対する取組み	
V 今後の住民組織と三原市との関係	19
1 住民組織と三原市との協力関係	22
2 住民組織活動の活性化に向けた支援	22
(1) 地域特有の課題への対応	
(2) 全地域の共通課題への対応	
(3) 組織の役割に応じた支援	
① 基礎組織	
② 活動中核組織	
③ 地区連合組織	
3 住民組織と三原市の協働の推進	24
(1) 情報の共有の推進	
(2) 協働意識の醸成と人材の育成	
(3) 市職員の意識改革と推進体制の整備	
(4) 協働事業の積極的な推進	
4 これからのまちづくりに向けて	25
資料編	26

I 構想策定の目的

平成 17（2005）年 3 月に 1 市（三原市）3 町（本郷町，久井町，大和町）の合併により誕生した新三原市においては，新市としての一体的なまちづくりの姿を形成しながら，市民がゆとりと豊かさを実感し，安心して暮らすことのできる社会の実現を目指した取り組みが進められています。

今後も各地域の持っている個性や魅力，活力を維持し，発展させていくためには，地域をよく知り地域に愛着を持つ住民が，自らの地域の課題を把握し，解決していく取り組みを行う必要があります。

そのためには，地域における住民自治^{※1}を充実させていくことが必要であり，その重要な役割を果たすのが，各地域にくまなく組織されている住民組織^{※2}です。

本構想は，現在の住民組織が，今後，住民自治の担い手である「住民自治組織^{※2}」となれるよう，各地域の住民組織のこれまでの歴史，現状と課題，今後求められる機能や役割などを踏まえ，今後の「住民組織のあり方」を明らかにするとともに，三原市から住民組織への助成・委託などの関係事業のあり方を含めた「住民組織と行政との関係」を明らかにするものです。

構想の検討にあたっては，三原市の住民組織に係る次の課題への対応が必要です。

1 住民組織の再生の必要性

近年，少子・高齢化，農山漁村地域の過疎化，家族形態の多様化・個人化が急速に進展している中，全国的に，「地域の絆」や「地域の共生の力」の脆弱化が問題となっています。

三原市においても中心市街地を中心に，地域コミュニティ^{※3}を支えている住民組織への加入率の低下や住民自治活動の停滞が見られます。

一方，市内の周辺部では，過疎化・高齢化により，住民組織の担い手不足が深刻化している地域も生じており，このまま過疎化・高齢化が進行すれば，ひとり暮らしの高齢者の増加や，集落の相互扶助機能の低下などから，個人や家族の努力だけでは，安心して住むことが困難な状況となることも考えられます。地域によっては，現実に地域の約 1 割が限界集落（65 歳以上の高齢者が住民の 50 %を超えた集落）となっているところもあります。

こうした中，地域のセーフティ・ネットとして，また，地域福祉の基盤として，住民組織が担う役割が増しており，上記のような地域における住民組織をいかに再生するかが，課題となっています。

2 合併調整方針への対応

合併前の1市3町における基礎的な住民組織は、三原市が町内会・自治会、本郷町が町内会、久井町が組・区・農区等、大和町が自治区と呼ばれるなど、その定義や位置付け、行政からの助成等の手法がそれぞれ異なっていたため、合併時に住民組織のあり方、行政に対する位置付けを統一化・明確化することが課題となっていました。

そのため、合併調整方針では、「町内会等住民組織は、合併後3年間は区域を定め現行を基本に実施し、その間、組織のあり方を含め統一に向け調整する。」と定められており、いかに統一に向けた調整を行うかが課題となっています。

3 住民組織との市民協働※⁴によるまちづくりの推進

合併後の三原市のまちづくりについては、市民ニーズの多様化、市民の社会参加意識の高まり、地方分権の進展などを背景に、これまでの行政主導のまちづくりではなく、多様な市民の知恵と力を結集し、相乗効果を創出することができる「市民協働のまちづくり」を進めることが求められており、その共通認識となる指針の策定などに取り組んでいます。

この市民協働のまちづくりは、住民自治の充実にに向けた取組みの一環でもあり、まちづくりの活動を行うNPO※⁵がまだ少ない三原市においては、町内会・自治会などの住民組織が協働の担い手として期待されています。

しかし、三原地域を除く本郷・久井・大和地域では、合併後の経過措置として、住民組織代表者に対して、市長から委嘱状を交付しており、あたかも行政の補助的な機能を担っているように見えます。

また、市内全域を見ても、自らの地域の課題を把握し、自主的、主体的に取り組む組織は、一部にとどまっており、今後、住民組織の活動をいかに活性化させていくかが課題となっています。



※1 地域における住民自治

地方自治は「住民自治」と「団体自治」の2つの要素から成り立っています。

住民自治とは、地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念であり、団体自治とは、地方の運営は、国とは別の独立した自治権を持つ地方統治機構（地方公共団体、地方政府等）により、行われるべきという概念です。

三原市の住民自治を確立するためには、まず、身近な地域における住民自治を充実していくことが重要であり、「地域における住民自治」とは、地域のまちづくりが住民の意思により主体的に行われることを表しています。

※2 住民組織、住民自治組織

一般的には、いずれも、自治会、町内会など一定の地域の住民により組織される自治組織を示しており、地域によって言い方が違うものですが、本構想においては、地域における住民自治の担い手として、地域の課題を把握し自主的・主体的に取り組む自治の活動を行うことができる組織を「住民自治組織」と言い、自治会、町内会などを一般的に示す「住民組織」とは区別して表現します。

したがって、今後の住民組織のあり方を示すキャッチフレーズ的な言葉として、「住民組織から住民自治組織へ」を使っています。

※3 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

※4 市民協働

地方自治や行政の用語としての「協働」とは、「住民と行政が協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われますが、三原市の「市民協働のまちづくり指針」においては、「市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、三原市を構成する多様な主体が、共通する地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力創造のため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組むこと」と定義し、これら多様な主体を「協働の担い手」と表現しています。

※5 NPO

最狭義では「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人（特定非営利活動法人）を指しますが、本構想では、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を広く指しています。

Ⅱ 住民組織等の変遷

1 住民組織等の起源と戦時中までの位置付け

わが国における住民組織等の原型は、江戸時代以前から生まれていた集落共同体ですが、字、集落などの広がりを持つ場合もあります。いずれにしても、人々が生まれた地で一生を過ごすことが一般的であった時代に生まれたものです。

当時は、地域という単位以外には、人々の社会的生活を支えるものは、ほとんど存在せず、当然、これらの共同体は、自然発生的で重要かつ不可欠な存在でした。

明治時代以降、これらの集落共同体は、自治活動の基礎単位としての機能を果たす一方で、徐々に行政との関わりが拡大していきました。すなわち、近代化の推進とそれに伴う社会問題の解決に際して、最も基礎的で全国津々浦々に存在する集落共同体組織が、行政の末端機能として利用されるようになっていきました。

中には特定の伝染性疾患対策やし尿処理業務のために設置された衛生組合といった住民組織もありましたが、一般的には既存の集落共同体が利用され、町内会や部落会などと呼ばれていました。

当時は、自治意識が希薄であったために、これらの住民組織等は、自然な形で行政の下部的な組織となり、とりわけ、戦時中には内務省訓令により「国民の道徳的錬成と精神的団結を図るための基礎組織にする」と明記され、法制度的にも国家行政機関の末端組織に位置付けられることになりました。

2 戦後から現在に至る住民組織等の位置付け

戦後は、戦時中の体制に対する反省から、戦前の法制度上の町内会は、一旦廃止されましたが、住民の地域共同組織は、防犯組合、衛生組合、青年団などが代行する形で実態として存続しました。それが今日の多くの地域の住民組織等につながっています。

しかし、住民組織等は、制度的には法的な位置付けがない任意団体となったため、地域や時代によって多様化し、様々な組織が生まれることになりました。そのため、伝統的な町内会に近い組織があれば、まったく新しいタイプの組織もあり、活動が低調になり、有名無実に近い状態の組織もあります。

住民の住民組織等に対する認識も、生活の一部であり、当然のように加入し、活動する人もあれば、必要性を感じていない人がいたりもします。今日の町内会などは、こうした多様性と住民組織等に対する人々の認識の違いを前提として存在しています。

3 住民組織をめぐる環境変化

わが国全体が国際化、情報化するとともに、高齢化社会が進行する中、個人の価値観は多様化し、物質的な豊かさから、精神的に充実した、ゆとりある生活を求める傾向が強くなり、健康やスポーツ、趣味、レジャー、ボランティア活動への参加が優先されるなど、個人の活動の選択肢が広がり、これに伴って生活様式も変わってきました。

こういった背景を受けて、三原市においても、住民組織が活動する上で、次のような問題点があげられます。

- (1) 生活様式の変化などから、地域の連帯意識が希薄になり、地域活動が停滞しつつあります。
- (2) 周辺地域においては、過疎化・高齢化の進行により、「子ども会」「青年会」「女性会」などの地域活動は、縮小せざるを得ない状況になっている地域もあります。
- (3) アパートやマンション居住者が集中した地域では、住民組織未加入者が、増加傾向にあります。

表－1 合計特殊出生率と人口の推移 (単位:人)

地域 年	三 原		本 郷		久 井		大 和		合 計	
	合計特殊出生率	人口	合計特殊出生率	人口	合計特殊出生率	人口	合計特殊出生率	人口	合計特殊出生率	人口
平成14 (2002)	1.40	81,590	1.39	11,190	1.81	5,708	1.33	7,531	1.41	106,024
平成15 (2003)	1.48	81,250	1.2	11,147	1.01	5,628	1.22	7,402	1.42	105,430
平成16 (2004)	1.39	81,007	1.29	11,112	1.55	5,563	1.7	7,324	1.4	105,011
平成17 (2005)									1.37	104,434

※平成14(2002)～16(2004)年の合計欄は、4地域を一括計算した場合の数値を示す。

表－2 高齢化率と65歳以上人口の推移 (単位:%, 人)

地域 年	三 原		本 郷		久 井		大 和		合 計	
	高齢化率	65歳以上人口	高齢化率	65歳以上人口	高齢化率	65歳以上人口	高齢化率	65歳以上人口	高齢化率	65歳以上人口
平成14 (2002)	22.93	18,710	21.60	2,417	33.29	1,900	31.74	2,390	23.97	25,417
平成15 (2003)	23.51	19,100	21.98	2,450	33.60	1,891	32.59	2,412	24.52	25,853
平成16 (2004)	23.76	19,248	22.25	2,472	33.72	1,876	33.00	2,417	24.77	26,013
平成17 (2005)									25.10	26,217

※平成14(2002)～16(2004)年の合計欄は、4地域を一括計算した場合の数値を示す。

Ⅲ 住民組織の現状と課題

三原市における住民組織の現状と課題を把握するため、「三原市市民協働のまちづくり指針」策定のためのアンケート調査の結果を参考にするとともに、各地域の住民組織や連合組織との意見交換会、聴取り調査を行った結果、市内各地域の住民組織の現状と課題については、次のことが明らかになりました。

1 各地域における住民組織の現状

（１）位置付け

各地域における住民組織は、任意団体としての「自治組織」として位置付けられている三原地域、「行政の補助的機関」として位置付けられている本郷・久井・大和地域というように位置付けが二分されています。

また、三原地域が町内会・自治会、本郷地域が町内会、久井地域が組・区・農区等、大和地域が自治区と住民組織の名称もそれぞれ異なっています。

（２）住民組織の規模

住民組織の規模については、わずか数世帯から、大きいところでは 854 世帯まで、大きな隔たりがあります。平均構成世帯数で見ても、126.0 世帯の三原地域から 12.0 世帯の久井地域まで多様です。

（３）住民組織への加入率

住民組織への加入率については、70%台の三原地域に比べて、他の 3 地域は 83、84%台と高く、中心市街地を抱える三原地域の加入率の低さが目立っています。

三原・本郷地域において、マンション・アパート居住者を中心に未加入世帯が増えてきているほか、久井・大和地域においても若干の未加入世帯が出つつあります。

（４）行政からの助成・報償

三原市からの依頼事務に対して支払われる報償費については、算出方法が統一されておらず、三原地域では住民組織へ、他の 3 地域については、住民組織の代表者へ支払われています。

また、三原市から住民組織への補助制度については、三原地域にはなく、本郷・久井・大和地域では、地域全域を統括する連合組織に対する補助制度があり、補助額にも差があります。

これらの違いは、合併前の各地域における住民組織と行政の関わり方や、住民

組織の活動実態の違いなどによるものと考えられます。

2 各地域における住民組織の課題

(1) 各地域の住民組織の課題

① 三原地域

三原地域については、中心市街地を中心に、マンション・アパート居住者の中に住民組織に加入しない人が増加しているとともに、周辺部も含め、少子・高齢化に伴い、活動の衰退、資金難、後継者不足などの課題が生じています。

一部地域においては、連合組織を設置し、地域をあげた活動を行っている地域もありますが、全般的には中心市街地を中心に地域活動の停滞が見られます。

今後は、都市型の防犯・防災・地域福祉活動を柱とした活動を展開し、中心市街地におけるコミュニティ活動を活発化させるとともに、マンションなどの住民組織未加入者の地域活動への積極的な参加を促進させることが必要です。

② 本郷地域

本郷地域については、6ブロックで編成された連合組織はあるものの、活動の中心は末端の町内会にゆだねられている傾向にあります。

これまでは町内会相互の活動連携は少なく、町内会ごとに活動が行われていましたが、町内会をあげての行事などが停滞気味で、今後はブロック単位での地域活動の創設などにより、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

また、急増しているアパート居住者に対する住民組織への加入などに取り組み、地域コミュニティの分断・分散を防ぐことが必要です。

③ 久井地域

久井地域については、近年、少子・高齢化による過疎化の進行が著しい地域であり、このことによる住民組織活動の衰退への大きな影響も懸念されています。

また、同地域は、従来から伝統的な祭りなどが多く見られる地域であり、現在も関係地域住民の努力で、この継承に取り組んでいます。

今後も地域の伝統行事の継承と地域福祉を柱に、地域活動を活発化させるとともに、過疎化による住民活動を停滞させないための取り組みや小規模な末端住民組織については、再編が必要です。

④ 大和地域

大和地域については、平成 17（2005）年に9地域に設立された自治振興会を活動母体として、市内では先進的に住民自治に向けた活動に取り組んでいます。

活動は、まだ始まったばかりですが、9自治振興会の専門部による専門的・横断的な地域活動などは、市内における住民自治のモデル的な取り組みとして注

目されています。

しかし、同地域も久井地域と同様、少子・高齢化による過疎化の進行が懸念される地域で、自治振興会としても重点課題として掲げている後継者の人材育成への取り組みが必要です。

（２）市内の住民組織における共通課題

各地域の住民組織には、地域特有の課題がある中、市内の住民組織における共通課題として、次のことがあげられます。

① 住民組織活動を担う人材育成

三原・本郷地域では連帯感の希薄化、価値観の多様化による後継者不足、久井・大和地域では過疎化・高齢化により担い手自体が不足しています。原因は異なるものの、結果として同様に住民組織活動の後継者不足が生じており、今後の住民組織活動を担う人材の育成に向けた取り組みが必要です。

② 活動資金の確保

高齢者世帯に配慮して会費の増額が難しいことや構成員の減少に伴う収入の減少等により、住民組織の活動資金の不足が生じています。また、地域によっては公民館活動への支援の縮小に伴う住民組織の負担の増加などがあります。

今後、住民組織の活動資金をいかに確保するかが課題となっており、資金的支援策を設ける必要があります。

③ 住民組織と三原市の連携強化

各支所も含め、住民組織への相談窓口機能が不十分であり、また、各事業分野においても、住民組織と三原市との情報の共有や対話が不足していることが、住民組織から指摘されています。

住民組織と三原市との情報共有や対話を進め、協力し連携するための方策が必要です。

④ 市職員の住民組織活動への参加

市職員の住民組織活動への参加や関与が少ないことが課題とされており、地域住民の一員としての市職員の住民組織活動への積極的な参加を促進することが必要です。



住民組織に係るアンケート調査やヒアリング等による各地域の現状と課題

表－3

この集約表は、「三原市市民協働のまちづくり指針」策定のためのアンケート調査(平成19(2007)年6月15日～7月9日)及び中之町連合自治会(平成19(2007)年7月23日)、久井総代会(同年7月27日)、大和町自治振興会連絡協議会(同年7月30日)、本郷町町内会長連合会(同年7月31日)と実施した意見交換会と本構想策定のために実施した各地域の住民組織へのヒアリングで得た情報を抜粋・要約したものです。

項 目		三 原 地 域	本 郷 地 域	久 井 地 域	大 和 地 域
関係規定による住民組織の位置づけ・定義		(住民組織取扱規程:抜粋) 町内会、自治会等、その組織の加入単位を世帯とし、一定地域に居住することによって加入し、居住者相互の親睦、連絡、互助、その他地域に関する問題を扱うことを主たる目的とする公共的団体であって、市の末端行政に協力するものをいう。	(本郷町町内会設置規程:抜粋) 町行政の円滑な運営を図り住民福祉の向上を図るため、町内会を設置する。	(代表総代及び組総代設置規則:抜粋) 町長の行う行政面連絡事務を分掌するために、町内に次の総代を置く。 代表総代:12名(10地区) 組総代:150名以内	(大和町行政振興区区长設置規則:抜粋) 町及び町内住民相互間における連絡を密にし、行政各般の事務の連絡、調整を図り、もって住民の福祉を増進するため、振興区を定め、区を単位として各1名の区長を置く。
住民組織及び 連合組織の概要		・町内会・自治会は、あくまでも任意団体として位置づけられており、199組織がある。 ・一部地域において連合組織があるが、基本的には個々の町内会が活動母体である。	・活動母体は、基本的には個々の町内会である。 ・行政や各地区間の連絡調整のため、全110町内会で構成する「本郷町町内会長連合会」を組織している。 ・連合会は、本郷1～3、船木、北方、南方の6ブロックに分けられている。	・活動母体は、組総代を置く末端の137組織の組・農区・区ではなく、代表総代を置く10地区単位である。 ・行政や各地区間の連絡調整のため、10地区12名の代表総代で構成する「代表総代会」を組織している。	・活動母体は、区長を置く末端の63組織の自治区ではなく、地域内を9つの地区に分けた自治振興会である。 ・行政や各地区間の連絡調整のため、9地区の自治振興会で構成する「大和町自治振興会連絡協議会」を組織している。
活 動 内 容 (特徴的な活動)		・市からの依頼を受けた文書の回覧や配布 ・それぞれの町内会で決定した地域行事等の実施 ・集会所、ごみステーション等の施設の維持管理、運営 ・防犯灯の維持管理や子どもの見守り等の防犯活動 ・各種募金や寄付への協力 等	・市からの依頼を受けた文書の回覧や配布 ・それぞれの町内会で決定した地域行事等の実施 ・各種募金や寄付への協力 ・集会所、ごみステーション等の施設の維持管理、運営 ・祭礼活動 等	・市からの依頼を受けた文書の回覧や配布 ・それぞれの代表総代単位の地区で決定した地域行事等の実施 ・地域の伝統行事・祭事への参加・協力 ・いきいきサロン等の福祉事業への支援・協力 ・各種募金や寄付への協力 ・集会所、ごみステーション等の施設の維持管理、運営等	・市からの依頼を受けた文書の回覧や配布 ・それぞれの自治振興会単位の地区で決定した地域行事等の実施 ・「大和町自治振興会連絡協議会」及び「同協議会専門部」で決定した事項の実施 ・集会所、ごみステーション等の施設の維持管理、運営 ・環境保全活動等
活動資金の内訳		・構成世帯からの年会費(別途徴収含む) ・市からの住民組織協力費 ・市からの施設管理委託料 ・その他手数料・寄付	・構成世帯からの年会費(別途徴収含む) ・市からの補助金(集会所管理) ・市からの施設管理委託料 ・町内会長報酬	・構成世帯からの年会費(別途徴収含む) ・市からの施設管理委託料(集会所・広場等) ・地区社会福祉協議会からの助成金 ・行事ごとの寄付	・構成世帯からの年会費 ・行事ごとの会費
活動上の 問題点	加入率	・中心市街地でのアパート・マンション居住者の未加入が増加している。	・未加入、脱会がアパート居住者を中心に増加している。 ・外国人研修労働者の町内会への係りに苦慮している。	・ほぼ加入率100%に近いが、少数の脱会者が出つつある。	・ほぼ加入率100%に近い。
	活動資金	・高齢化や町内会員数の減少に伴う財政難がある。	・町内会費の支払拒否の事例も出てきている。 ・高齢化等により町内会費の増額や負担すら厳しい状況である。	・高齢化に伴い、会費の負担や値上げが難しい世帯もある。 ・新たな会費の徴収や値上げが必要になっている。 ・会費(積立金)の取り崩しにより運営している。 ・公民館活動費の削減に伴い、組織の会費をコミュニティ活動へも持ち出さざるを得なくなった。	・会費(積立金)の取り崩しにより運営している。 ・自治振興会の財政は逼迫している。
	人 材	・町内会長は推薦、互選により選出される場合が多いが、輪番制としている町内会では、高齢者世帯の場合は難しい。 ・高齢化が著しい町内会では統合の動きもある。 ・後継者不足で、町内会長のなり手がいない。	・後継者不足で、町内会長のなり手がない。 ・なり手不足の中、町内会長の輪番制は苦肉の策である。	・組総代が輪番制の場合は、高齢者世帯の場合は難しい。 ・少子・高齢化により、役員の担い手自体が少なく、なり手が不足し、固定化してきているとともに、役の兼務も増えた。	・少子・高齢化により、役員の担い手自体が少なく、なり手が不足している。 ・今後は、後継者のための人材育成が必要である。
	活動内容	・少子・高齢化等により、子ども会、女性会の活動が衰退している。 ・住民の拠り所となる集会所等の施設の充実が必要である。	・道路・水路清掃、草刈等の町内会活動への参加者が減少している。	・公民館活動(コミュニティ活動)の衰退に伴って、住民活動も衰退している。 ・高齢化や会員の減少により、女性会の活動が衰退している。	・地域活動への参加者は増えている反面、若年層の参加は減少傾向にある。
市への意見・要望		・アパート・マンション居住者への行政情報提供強化が必要である。 ・地域活動家を育てるための施策が必要である。 ・市職員の地域活動への積極的・先導的な参加が望まれる。	・地域の祭りを継続できる取組みをしてほしい。 ・町内会未加入者へ加入するよう指導してほしい。 ・町内会費の負担軽減策を検討してほしい。	・協働のためには、支所の機能・権限の充実が必要である。 ・活動家への本庁や三原地域への費用弁償等、経費補助制度をつくってほしい。 ・市の行事を各地域で巡回開催してほしい。	・行政との協議の場が少なく、支所機能も充実してほしい。 ・住民組織への活動資金の補助制度を創設してほしい。
住民組織活動 の特徴・傾向		・中心市街地を抱え防犯活動等が活発である。 ・町内会主導の地域行事は、中心市街地と周辺部では地域格差が大きいと考えられる。	・市からの依頼事項が活動の中心で、町内会主導の地域行事は低調気味である。	・地域の伝統芸能や祭事の継承活動が活発で、公民館活動と住民活動の連動性が強い地域である。 ・高齢化や過疎化により、活動資金の各世帯からの持ち出しが多くなっている。	・各自治振興会の独自性と連絡協議会の統一性をもって、活動を展開している。
課 題	地域別	・防犯・防災等を柱にした中心市街地部の地域活動の活性化策の検討 ・公共施設の活用や集会施設の充実	・町内会行事の活性化とブロック単位の地域活動の創設	・伝統芸能や祭事の活性化策の検討 ・過疎化、高齢化に伴う末端組織の再編の検討	・連合組織の継続的な取組み強化 ・地域資源を活かした自然環境保全活動等の活性化策の検討
	全地域 共 通	・住民組織活動を担う人材育成 ・活動資金の確保	・住民組織と三原市の連携強化 ・市職員の住民組織活動への参加		

表－４ 各地域における住民組織の現状

項 目		三原地域	本郷地域	久井地域	大和地域
面 積 (km ²)		204.78	82.19	62.17	121.88
人 口 (人)		80,006	11,050	5,235	6,919
世 帯 数		33,990	4,111	1,960	2,649
活動母体となる 住民組織名称		町内会など (199 組織)	町内会 (110 組織)	代表総代 (10 組織)	自治振興会 (9 組織)
基礎構成組織名称		町内会・自治会	町内会	組・区・農区	自治区
住民組織数	総 数	199	110	137	63
	世帯数	25,067	3,452	1,645	2,200
	加入率	73.7%	84.0%	83.9%	83.1%
住民組織 構成世帯数	最大	854	194	28	101
	最小	4	1	4	8
	平均	126.0	31.4	12.0	34.9
住民組織への報償費 ・住民組織協力費 (三原地域) ・町内会長等報償費 (本郷地域・久井地 域・大和地域)		(世帯割) 200 円／世帯 (均等割) ・50 世帯まで 5,000 円 ・51～100 世帯 10,000 円 ・101～200 世帯 15,000 円 ・201～300 世帯 20,000 円 ・301～500 世帯 25,000 円 ・501 世帯以上 30,000 円	1 世帯当たり 2,340 円を報 酬費総額とし、 これを平等割 (40%)、世帯 割 (60%) で配 分	【組総代】 (世帯割) 500 円／世帯 (均等割) 4,000 円 【代表総代】 94,500 円／年	1 世帯当たり 3,000 円
住民組織への補助金		なし	600,000 円 本郷町町内会 長連合会	200,000 円 久井町代表 総代会	300,000 円 大和町自治 振興会連絡 協議会

住民基本台帳 平成 20(2008)年 1 月 31 日現在

IV 今後の住民組織のあり方

「Ⅲ 住民組織の現状と課題」で明らかになった、各地域の住民組織のこれまでの活動経過、現状と課題などを踏まえ、今後の住民組織のあり方を検討するとともに、住民組織の形成に大きな影響がある住民組織未加入者への取り組みが必要です。

1 今後の住民組織の機能・役割

現在の三原市の住民組織は、合併前の各地域の規則等により、行政の補助的機関として位置付けられているところもありますが、これからの住民組織は、任意の団体として、住民の意思を行政に反映し、自主的な活動を展開できる組織を目指す必要があります。

今後は全ての地域において任意団体の住民組織として、次のような機能・役割を担える組織の構築を目指す取り組みが必要です。

(1) 基本的な機能・役割

本来、地域コミュニティの基盤となる住民組織が持つ基本的な機能・役割としては、次のようなことがあげられます。

① 日常的な交流・支え合い機能

日常的な交流・支え合い機能としては、冠婚葬祭の助力や祭り、町内会などの地域行事の実施、会員の利益を目的とする共益的・互助的な活動などがあります。



② 情報の伝達・周知機能

情報の伝達・周知機能としては、行政情報の回覧や各戸配布、町内放送、市役所・支所との連携業務があります。



③ 地域の日常的な課題解決機能

地域の日常的な課題解決機能としては、道路や公園の清掃、草刈り作業、町内会施設設備や防犯灯の維持・管理、緑化推進活動、災害時の相互扶助などがあります。



④ 福祉的機能

福祉的機能としては、いきいきサロンや敬老会の支援など、地区社会福祉協議会との連携による地域福祉活動などがあります。



(2) 今後求められる機能・役割

これらの基本的な機能・役割に加え、住民自治の充実のために、今後求められる住民組織の機能・役割として、次の2点があげられます。

① 住民自治に係る意見集約機能

合併により市域が広がったことにより、行政と住民の間に距離感が生じ、地域住民の声が市政に反映されにくくなるのではないかという不安があります。

そのために、住民組織は、地域における行政の各種事業計画策定時やまちづくり等に関する地域住民の意見を集約し、市政に反映、参画するための「住民自治に係る意見集約機能」を発揮することが必要です。



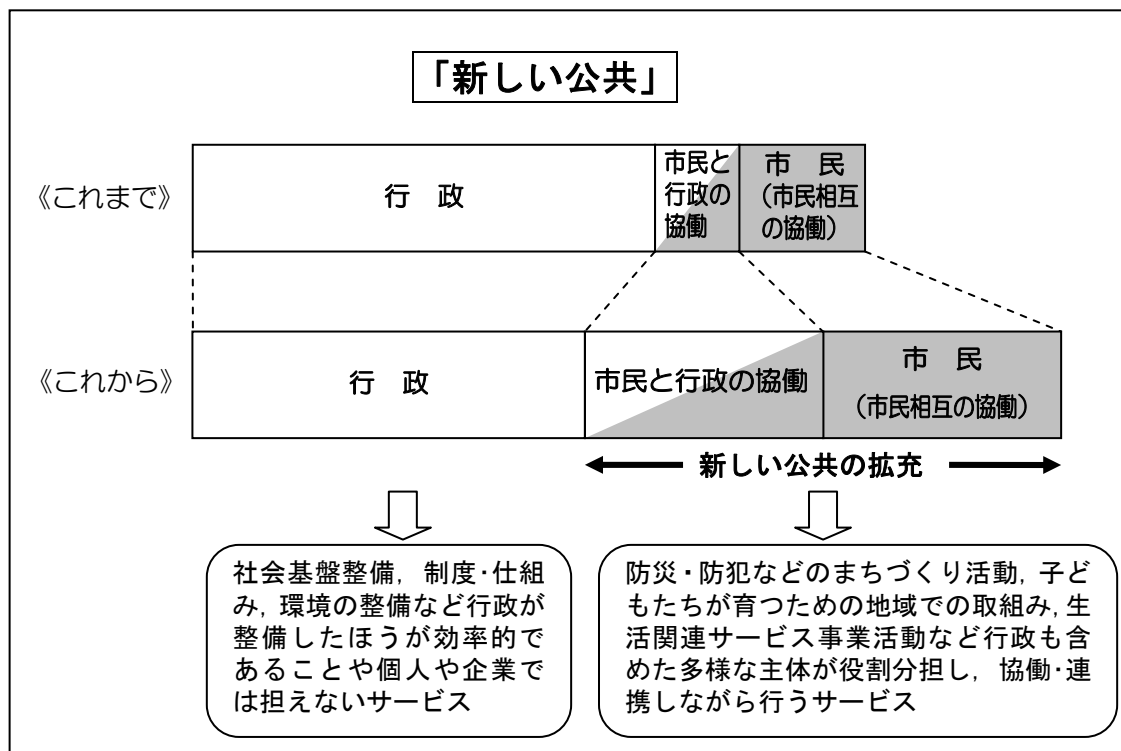
② 協働の担い手機能

近年の多様化・高度化した市民ニーズにきめ細かく応えるためには、「公共的なことはすべて行政が担うべき」という考え方を変えなければなりません。身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり（自助）、個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助）、それができない問題は行政が解決する（公助）という「補完性の原則」のもと、住民組織をはじめ、地域に関わるすべての主体が担い手として、積極的に社会参画する必要があります。

また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担うことが求められており、このようにして協働で担われる公共サービスの領域(以下、「新しい公共」)を広げていくことが必要です。

三原市では、このような考え方を基本にした「市民協働のまちづくり」を進めています。

地域における市民協働の具体例としては、子育て支援、健康づくり支援、防犯・防災など多様な分野が考えられ、そのパートナーとしては、女性会、老人クラブ、子ども会なども想定されますが、協働の実現のための担い手として大きな位置を占める住民組織が、住民主体の地域づくりの担い手として、行政と対等な立場で活動できるようになることが必要です。



2 機能・役割を果たすための組織づくりの方向性

(1) 活動の中核を担う組織づくり

今後求められる住民組織の機能や役割を果たすためには、地域の安全、防災、高齢者の見守り、地域資源の保全などの地域課題について、住民全体で共有し、その解決に向けて自主的かつ主体的に取り組める組織になることが必要です。

しかし、三原地域で見られるような大規模な住民組織を除く、小規模単位の個々の住民組織（以下、「**基礎組織**」）が、単独で地域課題等に対応するのは大変難しいと考えられます。

そのためには、地域課題を解決するための効率的で実効性ある活動を行うことができる区域を設定し、その区域を統括する組織（以下、「**活動中核組織**」）の構築を目指すことが求められます。

この区域の設定にあたっては、地域の課題に対して、住民が利害や意見を調整しながら、地域で自己決定し、解決に向けて活動できる範囲が一つの基準となります。具体的には、日常的な公民館活動、地域福祉活動、PTA活動などの営みの中で自然に地域コミュニティが構築されており、地域課題を共通課題として取り組むことができる、概ね小学校区を単位としたものが基本と考えられます。

しかし、小学校区単位では、地域コミュニティが形成されていない連合町内会、

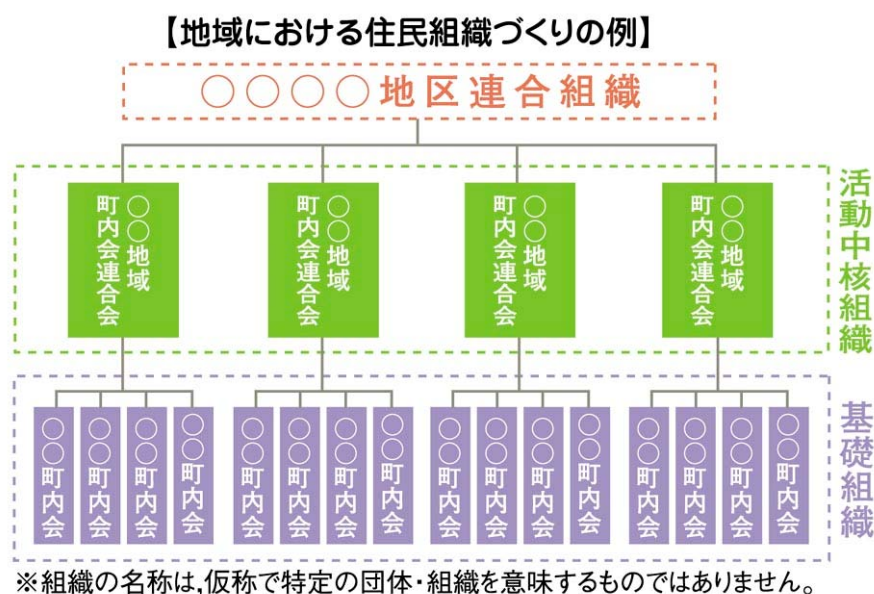
連合組織，地区組織，自治振興会などについても，区割に合理性があり，住民合意ができていれば，引き続きその区割を尊重することが必要です。

（２）広域的な連携と交流のための組織づくり

活動中核組織の充実を図るためには，広域的な観点での情報交換や人材育成なども大切です。そのため，必要に応じて住民組織の連携と交流の場である，地区内の活動中核組織で構成する組織（以下，「地区連合組織」）づくりも有効な手段です。

この地区連合組織は，各地区の中学校区単位や地域活動の歴史で培われた区割などで構成することが考えられます。

既に，本郷・久井・大和の３地域については，本郷町町内会長連合会，久井町代表総代会，大和町自治振興会連絡協議会があり，各地域の地区連合組織としての役割を担っています。



3 基本的な組織構成

2で示した組織づくりの方向性を踏まえ，三原市において，当面，目指す住民組織の構成と各組織における役割については，次のとおりと考えられます。

（１）基礎組織

基礎組織は，地域の清掃活動などの日常的な地域活動に加え，三原市からの行政情報伝達のための文書の回覧や町内放送などの依頼業務を担います。

また，近年増加傾向にある，住民組織への未加入者の勧誘や地域活動への積極的な参加を促すなど，地道な取り組みが必要であるとともに，過疎化・高齢化が著

しく進んでいる地域においては、将来を見通して、活動可能な組織となるよう、基礎組織の再編も必要です。

（２）活動中核組織

今後の三原市の住民組織活動の要となるべき活動中核組織は、地域コミュニティの形成に欠かせない祭りやスポーツ大会などの地域行事を実施するとともに、地域課題に取り組むなど、地域の自主的なまちづくり活動の中心を担います。

市内各地域において、この活動中核組織の役割を担うのは、三原地域では町内会等の連合組織、本郷地域では町内会連合会の各ブロック、久井地域では代表総代、大和地域では自治振興会と考えられます。

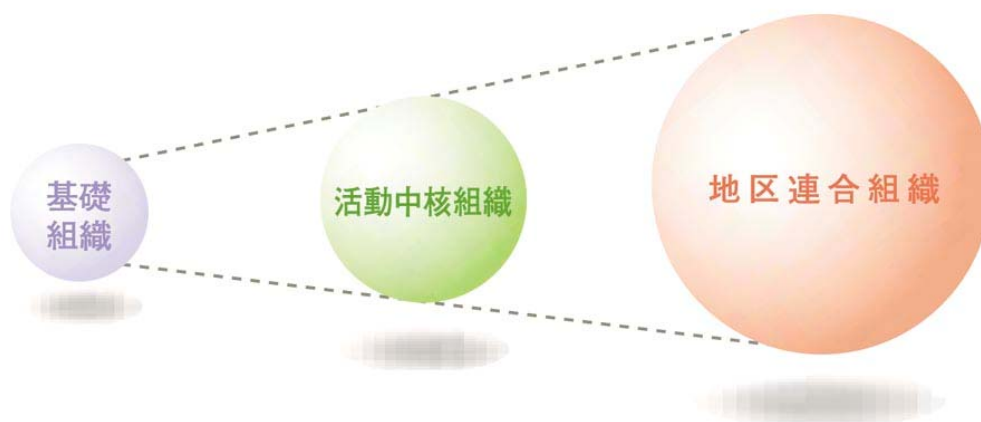
なお、三原地域において、連合はしていないものの、相当数の構成世帯規模を有し、広域的な活動に取り組む基礎組織についても、活動中核組織として役割を担っていると考えられます。

（３）地区連合組織

地区連合組織は、地区内のまちづくりの調整役を担うとともに、各地域の共通課題となっている住民組織の担い手不足に対応するため、活動中核組織とは違った、より広域的な見地から、リーダー育成研修会の実施や先進事例の研究などを通して、地区全体の総括的な人材育成機能を担います。

この地区連合組織の役割を担うのは、本郷地域では町内会長連合会、久井地域では代表総代会、大和地域では自治振興会連絡協議会と考えられます。

なお、三原地域においても、現在の活動中核組織の枠組みを越えた、より広域的で効果的な連携の必要性や有効性を検討する必要があります。



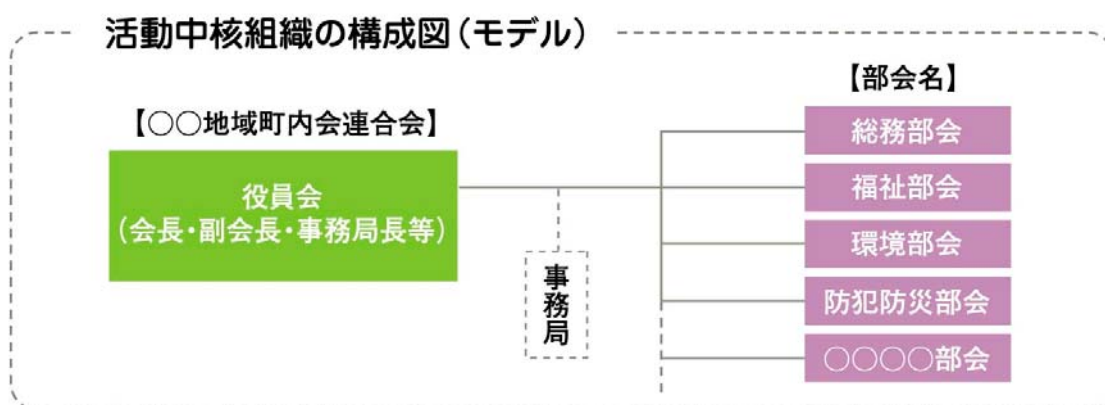
4 活動中核組織の課題

(1) 活動中核組織の体制

今後の住民組織活動の中心となるべき活動中核組織の体制は、地域での自主的・創造的な活動が求められることから、女性や若い世代を含めた幅広い構成員の中から、民主的な方法により選出された会長、副会長などによる役員会を意思決定機関として設置することが考えられます。

また、地域の実情に合わせて、庶務、会計などを担当する事務局に加え、総務、福祉、環境などの部会を設置し、より専門的、専属的に取り組む体制も有効です。

しかしながら、現状において、事務局や部会の運営についての知識や経験を有する住民組織は少なく、事務局・部会の設置や機能強化についての適切な指導や助言が必要です。



(2) 地域活動拠点の必要性

活動中核組織が会議や各種の活動を行う上で、拠点施設は大変重要です。各地域の公民館、コミュニティセンターや集会所が主な施設となりますが、それらが未整備の地域については、支所やその他の公共施設の有効活用を検討することも必要です。

また、将来的には、概ね中学校区単位ごとに、住民組織はもちろん、市民活動団体の活動を支援できるサロンの機能などを備えたセンター等を創設し、住民の活動を後押しする体制の整備も検討する必要があります。

(3) 地域団体・NPO・ボランティア団体等との連携

地域には、住民組織のほかに女性会、老人クラブ、子ども会、PTAなど、地縁に基づき、性別・年齢別やテーマ別で地域課題に取り組む団体（以下、「地域団体」）があり、また、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会など、法律に

基づき活動している組織や役職も存在します。活動中核組織が地域課題に取り組むにあたっては、これらの団体や組織、役職との連携や協力が必要です。

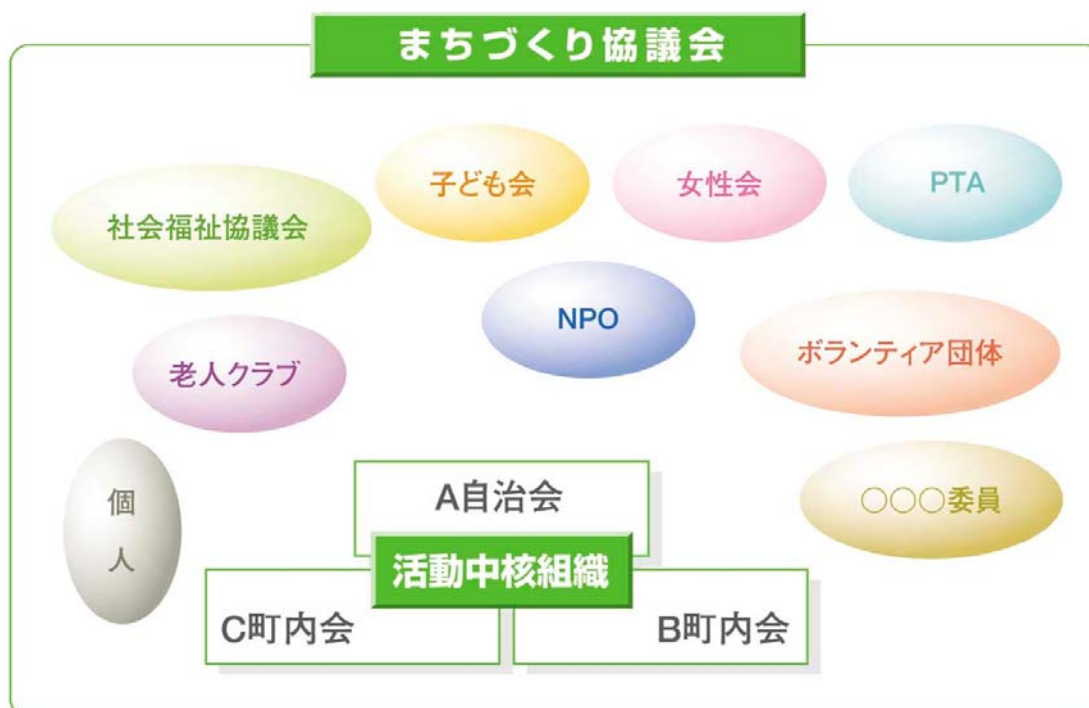
また、近年は、地域課題や公共的課題に対応したNPOやボランティア団体の活動も活発で、これまで住民組織との交流や連携が希薄であったこれらの団体についても、今後は必要に応じて連携することが求められます。

活動中核組織が、このような多様な団体と連携を進めるためには、これらの団体との交流や情報交換を行い、お互いの活動目的や活動状況を把握し合うことが重要です。

また、将来的には、活動中核組織と地域団体等がより連携を強め、一体的に地域課題に取り組めるよう「まちづくり協議会（委員会）」を結成して活動することも考えられます。

まちづくり協議会の活動を継続するためには、活動の中心を担う団体・組織が必要です。その役割を果たすのは、地域に根差した住民で構成する活動中核組織であると考えられるため、まずは、活動中核組織の組織づくりと活動の活性化が重要です。

まちづくり協議会の構成例



5 住民組織未加入者への取組み

(1) 基本的方針

一人暮らしで自宅での生活時間が短いアパートやマンションの居住者や短期間入居の方など、住民組織に入会する積極的理由が見出せない人があるほか、住民組織関係者が積極的に自治会への勧誘をしても、加入するメリットがない、加入に抵抗感を持っているなどを理由に、加入しない市民が増加してきています。

今後、市内全域で、住民組織は任意組織として明確に位置付けられることから、住民組織への加入は強制できませんが、三原市としては、災害時の支え合いや地域福祉、さらには協働のまちづくり等の観点から、住民組織への未加入者に対する加入促進に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 住民組織未加入者に対する取組み

住民組織未加入者の加入促進のためには、社会教育、福祉教育などを通じた意識啓発を進めるとともに、日常生活における助け合い機能の重要性について広く周知し、未加入者の意識改革に取り組むことが重要です。

その具体策として、三原市ホームページや広報紙により、住民組織の必要性についての積極的な啓発に取り組むことが求められます。

また、既存住民組織への加入に抵抗感のあるアパートやマンションの居住者については、三原市と住民組織が連携して、施設管理者へ積極的な既存住民組織への加入を働きかけたり、一定の規模を有するマンション等については、新たな住民組織の設立を求める取組みなどを行うことが必要です。



V 今後の住民組織と三原市との関係

現在、三原市が住民組織に依頼している事項及び資金的支援を行っている事項は、表－7及び表－8のとおりですが、今後の住民組織と三原市との関係については、「IV 今後の住民組織のあり方」に示された方向性を踏まえた検討が必要です。

表－5 平成 19(2007)年度住民組織(町内会・自治会など)に対する依頼事項(活動依頼)

区 分		事 項	内 容					経費負担等	担当課
住民組織に依頼している事項	(注1) 活動依頼	連絡業務委託	市内遠隔地の市民の利便を図るため、市役所との連携業務を4団体に委託する。					幸崎町町内会連合会 月額 99,000 円×12 ヶ月向田区、佐木区、八幡町内会 月額 33,000 円×12 ヶ月	地域振興課
		行政情報の回覧	毎月 1 日、 1 5 日町内会などへ文書発送					住民組織協力費 三原地域 1 世帯当たり 200 円と均等割額 50 世帯まで 5,000 円 51～100 世帯 10,000 円 101～200 世帯 15,000 円 201～300 世帯 20,000 円 301～500 世帯 25,000 円 501 世帯～ 30,000 円 本郷地域 1 世帯当たり 2,340 円を総額とし、これを平等割（40％）、世帯割（60％）で配分 久井地域 組総代 1 世帯当たり 500 円と均等割額 4,000 円 代表総代(12 名) 1 人当たり 94,500 円 大和地域 1 世帯当たり 3,000 円	市民生活課各支所 (地域調整課)
		敬老会事業の実施	敬老に対するお祝い、また、高齢者福祉について、市民の関心と理解をより深めてもらうため、各町内会並びに自治会に対し敬老会の開催を依頼する。					敬老会実施団体への助成 敬老会の開催:2,600 円×敬老対象者 記念品の授受のみ:2,000 円×敬老対象者	高齢者福祉課
		児童遊園の通常管理	地域の要望により指定した「子ども広場』の除草など、通常管理をお願いしている自治会がある。高木剪定やペンキ購入費用などの実費は、市が負担している。					経費負担はしていない。	子育て支援課
		防犯灯の維持管理	旧市内は、防犯灯の蛍光管の取替え、電気代について町内会が負担（設置は、市の負担） ※〔費用負担区分〕					町内会が電気代(1 灯当たり 249 円/月)・蛍光管・グローランプ・センサーの負担	市民生活課各支所 (地域調整課)
			区分	三原	本郷	久井	大和		
新設・修繕	市		市	市	市				
	維持	町内会	市	市	市				

住民組織に依頼している事項	(注1) 活動依頼		[合併調整事項] 合併後5年間は、区域を定めて現行のとおり実施し、その後は旧三原市に統一し、市域全体で実施する。		
		排水機場の運転管理	排水機場により管理形態が異なるが、町内会に運転管理を委託している箇所がある。 運転管理に要する人件費は、町内会が負担しているところもある。 [合併調整事項] 合併後3年間は、現行のとおり区域を定めて実施。その後は新たな制度を定めて実施。	※三原地域・本郷地域 三原地域…土地改良区 本郷地域…町内会・個人 ※個人の場合 謝金で対応 電気代・電話代・維持修繕費は市が負担している。	農林整備課
		地域集会所の維持管理	コミュニティホーム管理委託（苅原・吉田・江木・下津地区）	年間各 120,000 円	地域振興課
			老人集会所管理委託（泉・黒郷・羽倉・中野・坂井原地区）	年間各 120,000 円	高齢者福祉課
			和草地区多目的集会所施設（和草地区）	年間 120,000 円	農林水産課
		農村公園の管理	高坂親水公園（高坂町内会）	年間 120,000 円	農林水産課
			八幡ふれあい広場の施設点検（八幡町内会）	年間 43,200 円	農林水産課
		緑化推進「緑の募金運動」	「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の趣旨に沿って、三原市緑化推進委員会が森林の整備や地域緑化の推進を目的として市内全世帯を対象に実施する。		農林水産課
		草刈作業	道路・河川（水路を含む）の草刈、清掃をボランティアで実施。 但し、本郷・大和支所管内は幹線道路のみ草刈を町内会に業務委託している。 水路の清掃はボランティアで実施。 県管理河川の草刈は、県よりの委託金を実施町内会に対し、参加人員・日数等で按分し、助成している。	（三原・久井地域）無償ボランティア、但し燃料支給制度あり。 （本郷・大和地域）委託料 無償ボランティア 県委託金	土木管理課
		都市公園の管理	都市公園の維持管理を依頼。（草刈・低木伐採・遊具点検など） 場所によっては、市が業者委託。なお、久井・大和地域は都市公園なし。	5,000 ㎡まで月 1 万円（年間 12 万円） 5,000 ㎡以上月 2 万円（年間 24 万円）	都市整備課
		スポーツ広場の管理	スポーツ広場の受付・広場管理（草刈など）を依頼。（久井町吉田）	委託料	生涯学習課
	(注2) 委員推薦依頼	健康づくり推進員	受診率の向上と地域での健康づくりの活動を促進するため、毎年 1 名、各町内会に推薦依頼（任期：2 年）	無償ボランティア	保健福祉課
		財産区委員	町内会長連合会などに推薦を依頼		管財課 本郷支所 地域調整課
		民生児童委員	町内会長などに推薦を依頼（一部地区のみ）		保健福祉課 各支所 住民生活課
		生活環境委員	生活環境の保持及び改善など、都市美化の効率的な推進活動 1 町内会 1 名（任期：1 年）	委員報酬 1 人年間 26,100 円（所得税含む）	環境管理課

(注1) 活動依頼している事項とは、町内会などに依頼（委託）している活動

(注2) 委員推薦依頼している事項とは、報酬などの有無に関わらず、町内会などに依頼している事項

表－６ 平成 19(2007) 年度住民組織（町内会・自治会）に対する資金的支援制度

区分	事 項	内 容	経費負担等	担当課
自治組織に対する支援制度（行政の助成制度がある事項）	地域集会所の維持管理	①新築・修繕等補助 集会所の整備に関する経費を補助する。 補助率 1／2 新築改築 400万円以内・修繕増築100万円以内 ②公設の集会所管理委託・維持管理業務委託	①通常の経費は、町内会負担。ただし、新築・改築等内容により補助金交付あり。 ②施設によっては、町内会への管理委託料の支払あり	地域振興課
	本郷地域集会所維持管理費補助	本郷地域の町内会活動等を促進するため、町内会などの行う地域集会所の維持管理に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 合併調整方針：合併後3年間は、現行のとおりに区域を定めて実施し、その後は新たに制度を定める。 調整内容：平成20年度以降廃止予定	本郷地域のみ 52施設 15,000円以内	地域振興課
	本郷町町内会長連合会補助金	町内会長連合会が計画実施する事業について補助する。	600,000円	本郷支所 （地域調整課）
	久井町代表総代会補助金	代表総代会が計画実施する事業について補助する。	200,000円	久井支所 （地域調整課）
	大和町自治振興会連絡協議会補助金	自治振興会連絡協議会が計画実施する事業について補助する。	300,000円	大和支所 （地域調整課）
	放送施設設置補助金	新設（増設含む）・修理に要する経費について補助金交付あり。実績は三原地域のみ	通常の経費は、町内会負担。 補助限度額 225,000円	市民生活課
	廃棄物集積所（ごみステーションボックス）	市民の生活環境の保全及びごみ収集の整備を図るため、廃棄物集積所（ごみステーションボックス）の設置及び修繕に対し、補助金を交付する。	廃棄物集積所（ごみステーションボックス）の設置及び修繕に係る実費の額に3／4を乗じて得た額以内。	環境管理課

1 住民組織と三原市との協力関係

地域における行政情報の伝達・周知や住民に身近な公共施設の維持管理など、三原市が行政事務を遂行する上で、住民組織の協力は不可欠なものとなっています。

今後も、その内容が日常的で住民の生活に密着し、住民組織の協力を得ることが最も適切で効果的であると考えられる事項については、従来のように三原市から住民組織へ依頼し、協力を得る必要があります。

そのため、住民組織への依頼事項による負担に配慮した上で、三原市と住民組織との役割分担の見直しを行いながら、適正な協力関係を築く必要があります。

2 住民組織活動の活性化に向けた支援

三原市における住民組織は、本来の地域コミュニティ活動を担う役割だけでなく、地域における住民自治の担い手、さらには市民協働の担い手としての役割が期待されます。

そのため、次の視点を踏まえながら、住民組織活動の活性化のために三原市として、新たな人的・資金的支援策を積極的に講じることが求められます。

(1) 地域特有の課題への対応

多くの地域で住民組織活動の停滞が課題となっていますが、その原因として、中心市街地では、地域の連帯感の希薄化、周辺部では、過疎化・高齢化の進行があるように、各地域の住民組織活動の活性化のために必要な取組みにも違いがあります。

そのため、各地域特有の課題に対して、各地域の住民組織がそれぞれの創意と工夫により対応できる柔軟な支援策が必要です。

(2) 全地域の共通課題への対応

三原市の全地域における共通の課題として、住民組織活動を担う人材育成、活動資金の確保、住民組織と三原市の連携強化、市職員の地域活動への参加促進があげられます。

人材育成としては、住民組織活動の重要性についての市民への意識啓発や住民組織の構成員や役員を対象にした研修が求められており、活動資金の確保については、住民組織の活動が活性化するための新たな資金的支援が必要です。

また、住民組織と三原市の連携強化や市職員の地域活動への参加については、情報共有や市職員の地域活動への積極的な参加を推進する仕組みづくりが必要です。

(3) 組織の役割に応じた支援

住民組織への支援にあたっては、基礎組織・活動中核組織・地区連合組織それぞれの役割に見合った活動に対して、的確な人的・資金的支援が必要です。

① 基礎組織

基礎組織は、今後も三原市から依頼される行政情報の伝達・周知等の日常的な業務を担うことから、現在の三原地域の住民組織協力費の方式を基本にした資金的支援策が必要です。

② 活動中核組織

活動中核組織が行う地域課題の解決や地域行事などの各種活動を行うにあたっては、各地域で活動資金の不足が課題となっており、地域活動を低下させないためにも、活動内容に応じた資金的支援策が必要です。

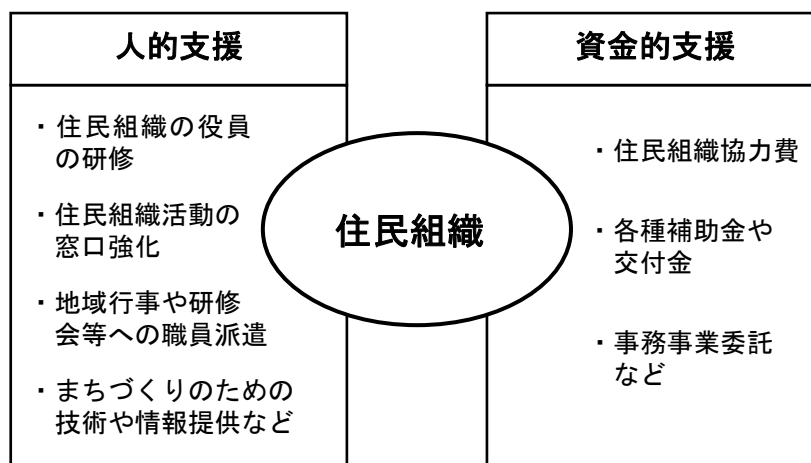
また、三原地域で見られるように、現在、連合組織としての活動中核組織の体制はなくても、一定程度の規模を有し、自主的に地域課題等に真摯に取り組む基礎組織も多くあることから、これらの組織に対しても同様な支援策が必要です。

③ 地区連合組織

地区連合組織は、広域的な見地から人材育成機能を担うことから、地区連合組織が開催する研修会等については、講師派遣等の人的支援や資金的支援が必要です。

現在、地区連合組織が設立されている本郷・久井・大和地域への補助制度を統一し、継続する必要があるとともに、地区連合組織がない三原地域においても、それに相当するような組織体制が設立された場合、同様な支援が必要です。

行政の住民組織への支援



3 住民組織と三原市の協働の推進

これからの住民組織は、地域における住民自治の担い手、さらには三原市が進める「市民協働」の担い手として、三原市とのパートナーシップのもとに協働（協働事業）を進めていくことが必要です。

そのためには、住民組織活動の活性化に加え、次のような取組みが求められます。

（１）情報の共有の推進

市民協働のまちづくりを進めるには、住民組織と三原市との間に、相互理解に基づく信頼関係が築かれることが不可欠です。そのためには、相互の情報をできるだけ共有化することが重要であり、既存の広報・広聴システムだけでなく、住民組織と三原市との「対話」を進める仕組みや環境づくりが求められます。

また、住民組織間においても情報を共有し、交流することによりお互いが発展していくことも必要です。

（２）協働意識の醸成と人材の育成

アンケート調査や意見交換会において、若い世代を中心に市民の地域活動やボランティア活動への関心が薄く、参加も少ないという結果が出ていますが、世代に関係なく、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、地域活動などを理解し、身近なまちづくりの課題の解決に積極的に取り組んでいくという意識を育てることが必要です。

また、リーダー育成研修会等により、市民協働を理解し、協働を担う人材を育成するための取組みが必要です。

（３）市職員の意識改革と推進体制の整備

協働を進めるためには、市民協働の必要性や重要性を認識し、協働の担い手の特性について理解を深めることはもとより、地域住民として積極的な地域活動への参加意識を醸成するなど、市職員の意識改革を進めることが必要です。

また、縦割り行政とならないよう、各支所も含め、住民組織への情報の提供や活動の相談に対応できる窓口機能を強化するとともに、住民組織が主催する地域行事や、地域を対象にしたまちづくり研修会などへ職員を派遣できる全庁的な組織体制づくりが必要です。

（４）協働事業の積極的な推進

協働における住民組織と三原市の関わり方は、三原市が責任を持って行う領域から、住民組織が主体的に活動する領域まで様々なパターンが考えられます。

そして、実際に協働する場面は、共催や実行委員会設立のように企画立案段階

から協働する形態から、住民組織が主体となって行う事業に三原市が政策目的達成の観点から助成する形態が考えられます。また、逆に三原市が実施する事業のうち、住民組織の特性や能力を活かすことで事業の有効性、効率性が向上する事業についてその全部又は一部を委託する形態など、多種多様な協働の形態が考えられます。

したがって、今後は、様々な協働事業の積み重ねと検証を行いながら、三原市と住民組織が連携を密にし、より質の高いものへと発展させていくことが大切です。

表－７ 住民組織と三原市との協働が想定される事業分野

項 目	事 業 分 野
保健・福祉	子育て支援，高齢者支援，健康づくり支援など
環境保護	ごみ問題などの環境問題，リサイクル活動，森林保護など
防災・防犯	自主防災，防犯パトロールなど
教育・文化	生涯学習，イベントの開催，伝統芸能の継承など
地域づくり	公共施設の維持管理，清掃・美化活動など

４ これからのまちづくりに向けて

今後、三原市は、市民（個人）、市民活動団体、住民組織、各種団体、企業、行政など、三原市を構成する多様な主体が、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組む「市民協働のまちづくり」を推進していきます。これら多様な主体の中でも、身近な地域におけるまちづくりの中心的な役割を担うのは、住民組織です。

住民組織と三原市が、本構想に基づいた取り組みを着実に進めることにより、「住民組織」は「住民自治組織」へと発展し、住民自治組織を中心とした各地域のまちづくりが、三原市の将来像である「海・山・空 夢ひらくまち」の実現につながるものと考えます。



《資料編》

三原市住民組織活性化構想の策定

(1) 策定経過

年 月 日	三原市住民自治 あり方検討委員会	三原市住民自治 組織等検討会議	市議会	住民組織関係	備 考
平成 18 (2006)年 7 月 20 日		設置			
12 月 15 日		第 1 回			
平成 19 (2007)年 7 月 3 日	第1回				
23 日～31 日				住民組織の連合組織と の意見交換会	
8 月 6 日～9 日 21 日				住民組織代表者への聴 取り調査	
9 月 4 日	第2回				
10 月 17 日		第2回			
19 日	第3回				
11 月 6 日	第4回				
21 日		第3回			
27 日			全員協議会		
28 日～30 日				住民組織へ構想(素案) の報告	
29 日・30 日					地域審議会に構 想(素案)を説明
12 月 20 日			全員協議会		
平成 20 (2008)年 1 月 8～18 日					窓口、ホームペ ージにて閲覧を 行い、市民から 意見を募集
2 月 19 日		第4回			
21 日	第5回				
3 月 6 日	市長へ提言				

(2) 三原市住民自治あり方検討委員会

①三原市住民自治あり方検討委員会 開催状況

三原市住民自治あり方検討委員会		
開催日	検 討 項 目	備 考
第 1 回 7 月 3 日	○住民自治あり方構想策定の趣旨 ○構想の策定方法及びスケジュール (基調講演)	・ アンケート調査実施(6 月 15 日～7 月 9 日) ・ アンケート調査の集計・分析・報告書作成 ・ 住民組織との意見交換(7 月 23 日～31 日)
第 2 回 9 月 4 日	○アンケート調査結果 ○住民組織の連合組織との意見交換 の結果 ○住民組織の現状と課題	
第 3 回 10 月 19 日	○住民組織の現状と課題 ○住民組織のあり方	
第 4 回 11 月 6 日	○構想(素案)	・ 構想(素案)を議会全員協議会で説明 (11 月 27 日) ・ 構想(素案)に係る住民組織との意見交換 (11 月 28 日～30 日) ・ 構想(素案)地域審議会に説明 (11 月 29・30 日) ・ 構想(素案)を議会全員協議会で再説明 (12 月 20 日) ・ 構想(素案)に係る市民からの意見把握 (1 月 8 日～18 日)
第 5 回 2 月 21 日	○構想素案に関する市議会からの意見 ○構想素案に関する地域審議会からの意見 ○構想素案に関する住民組織からの意見 ○構想素案に関する市民からの意見 ○構想の最終案 ○新たな住民組織支援制度の概要について	

②提言書

提 言

三原市長 五 藤 康 之 様

平成１９年７月３日に検討の依頼のありました、「三原市住民組織活性化構想（案）」について、別紙のとおり提言します。

平成２０年３月６日

三原市住民自治あり方検討委員会
委員長 藤 井 悟

③三原市住民自治あり方検討委員会設置要綱

（平成１９年６月１５日 要綱第１１４号）

（設置）

第１条 住民自治活動を促進し、協働のまちづくりを推進するための「三原市住民自治のあり方構想」を策定するにあたり、本市における住民自治・住民自治組織のあり方について調査・検討するため、三原市住民自治あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 住民自治・住民自治組織のあり方に関すること。
- (2) 住民自治組織と行政のあり方に関すること。
- (3) その他必要な業務に関すること。

（組織）

第３条 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町内会、自治会、地域審議会等各種団体の長又は職員

(2) 識見を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員は、前項に掲げる者の中から市長が依頼する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の代理)

第6条 委員はやむをえない理由により、会議に出席できないときは、その属する団体から代理者を選任し、その者を出席させることができる。この場合において、代理者は委員とみなす。

(任期)

第7条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

④三原市住民自治あり方検討委員会委員名簿

(敬称略，委員は五十音順)

役 職	氏 名	所 属
委員長	藤 井 悟	福山平成大学 福祉健康学部
副委員長	吉 岡 幸 治	三原市社会福祉協議会
委員	今 井 俊 晴	中之町連合自治会
委員	兼 本 達 雄	本郷町町内会長連合会
委員	兼 保 義 之	本郷地域審議会
委員	河 原 幸 造	八幡町内会
委員	糀 谷 節 夫	小坂町内会
委員	河 野 義 範	久井町代表総代会
委員	竹 内 功	幸崎町町内会連合会
委員	中 谷 良 昭	大和地域審議会
委員	番 場 十 郎	大和町自治振興会連絡協議会
委員	星 野 ミ ヨ 子	三原市民生委員児童委員連合協議会
委員	丸 山 釉 子	三原市女性会連合会
委員	門 田 隆 博	久井地域審議会
委員	山 岡 孝 昭	宮浦南部町内会
委員	余 越 扶 美 子	松浜西町内会

(3) 三原市住民自治組織等検討会議

①三原市住民自治組織等検討会議設置要綱

(平成 18 年 7 月 20 日要綱第 7 7 号)

(設置)

第 1 条 本市における住民自治組織等の在り方について，調査・検討するため三原市住民自治組織等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は，次の各号に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 住民自治組織の在り方に関すること。
- (2) 住民自治組織に対する協力費等に関すること。
- (3) その他必要な業務に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会議の委員は，別表第 1 の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は担当副市長をもって充て、副会長は担当副市長以外の副市長をもって充てる。

3 会長は会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(調整会議)

第6条 第2条に掲げる検討会議の所掌事務を円滑に処理するため、別表第2に掲げる者をもって構成する調整会議を置く。

2 調整会議は、市民生活課長が長を務め、議長となる。

3 調整会議は、別表第2に掲げる者のうち、調査・検討内容に応じ、会長が必要と認める者を招集し、開催する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会議及び調整会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日三原市要綱第114号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日三原市要綱第73号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月12日三原市要綱第138号)

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

②三原市住民組織活性化構想策定体制

1 三原市住民自治組織等検討会議

(別表第1 第3条関係)

委員長	担当副市長
副委員長	副市長
委 員	教育長
	参事
	総務企画部長
	地域振興部長
	本郷支所長
	久井支所長
	大和支所長
	財務部長
	保健福祉部長
	生活環境部長
	経済部長
	建設部長
	都市部長
	消防長
	水道局長
	交通局長
	教育次長

2 調整会議

(別表第2 第6条関係)

部 局	幹 事 課 長
総務企画部	職員課長
	企画課長
地域振興部	地域振興課長
	情報政策課長
本郷支所	地域調整課長
久井支所	地域調整課長
大和支所	地域調整課長
財 務 部	財政課長
保健福祉部	保健福祉課長
	高齢者福祉課長
	子育て支援課長
生活環境部	市民生活課長
	人権推進課長
	環境管理課長
経 済 部	農林整備課長
建 設 部	土木管理課長
都 市 部	建築課長
教育委員会	教育振興課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
消 防 本 部	警防課長

3 構想策定事務局

市民生活課

三原市住民組織活性化構想

平成20（2008）年 3月

発行者 三 原 市

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話：(0848) 67-6178（直通） FAX：(0848) 67-6199

編 集 三原市生活環境部市民生活課